

国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをお紹介します。

担当：和田 阿佐子

■目次

・判決紹介

被控訴人の製造する食品の包装に付された図柄が小説を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たると判断された事例（「紋次郎いか」事件）

・審決紹介

英語以外の外国語の識別力が争われた事例（ワインの分野で「DECO VINO」と「デコ＼DECO」は類似）

■判決紹介

被控訴人の製造する食品の包装に付された図柄が小説を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たると判断された事例（「紋次郎いか」事件）

判決言渡日：令和7年9月24日判決言渡 事件番号：令和6年（ネ）第10007号

・事案概要

原告Xらは、笠沢左保（連載小説「木枯し紋次郎」の作者）の遺族又は遺産承継人。小説「木枯し紋次郎」は、江戸時代の渡世人¹を主人公とする物語で、1972年にドラマ化、漫画化、映画化された。(株)スーンは、故笠沢氏の著作権に関する独占的利用を許諾されている。被控訴人（原審被告）・一十珍海堂は、1972年6月25日から商品名「紋次郎いか」及び被控訴人図柄のラベルを付した容器を用いて「甘辛く煮たするめいかの足を竹の串に刺した食品」を製造販売している。

¹ 広辞苑によると「(無色渡世の人のい) ばくち打ち。やくざ」の意味だそうです。

本件は、控訴人らが被控訴人図柄及び「紋次郎」の利用について、著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権及び譲渡権）侵害²及び不正競争行為（2条1項1号又は2号）に該当すると主張し、被告商品の差止・廃棄及び損害賠償を請求している事案。

被控訴人商品「紋次郎いか」	被控訴人図柄	本件テレビ作品紋次郎
		

・判決概要

1. 依拠性

被控訴人は、自社のウェブページに、「紋次郎いかの由来」として昭和47年（1972年）当時テレビで流行っていた木枯し紋次郎がくわえていた長い楊枝（ようじ）を串に見立てたことによる旨記載しており、この事実によれば、「紋次郎いか」の名称が本件テレビ作品の主人公である紋次郎（木枯し紋次郎）に由来することが認められるとともに、被控訴人図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認される。

2. 類似性（本質的特徴の直接感得性）

本件画像の紋次郎は、下記①～④の特徴をすべて兼ね備えるものとして表現されている。

- ①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、
- ②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、
- ③細長い楊枝をくわえ、
- ④長脇差を携えている

ところで、本件テレビ作品の放映前には、上記①～④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ、映画等が存在していたとは認められない。そのため、上記①～④の表現

² 著作権法28条は「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」と規定しています。二次的著作物において新たに付与された創作的部分についてのみ利用された場合、原作の著作者が権利行使することができるかどうかは学説が分かれます。

上の特徴をすべて兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすものと認められる。そして、被控訴人図柄の人物は、①～④の特徴を強調して表現したものであるから、各表現上の特徴を直接感得することができるものと認められる。

以上によれば、被控訴人図柄は、本件小説の二次的著作物である本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、被控訴人図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるといえるから、被控訴人図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる。

3. 権利濫用又は権利失効の原則の適用の有無について

控訴人らが生前又は2022年1月より前に被控訴人商品の存在及びこれに被控訴人図柄が付されている事実を認識していたとは認められず、また被控訴人に対し被控訴人商品に被控訴人図柄を付さないように求めなかつたことをもって、権利行使をしないとの強い信頼をもたらす行動をとったとは認められない。

・寸評



本件は、被控訴人の図柄（左）が、本件テレビ作品紋次郎（右）の「翻案」に当たるかどうかが争われた事案です。

第一審では、小説に描かれたキャラクター、つまり言葉で表現された人物像の方は著作物とはいえないとされ、また、仮にテレビ作品「紋次郎」と共通する要素があるとしても、それらはありふれた要素にすぎず、翻案には当たらないとして著作権侵害が否定されました。

ところが、控訴審は一転して、当該図柄はテレビ作品「紋次郎」の表現上の本質的特徴である①～④を直接感得することができるため翻案に当たるとして著作権侵害を認め、「紋次郎いか」のメーカーに約5,600万円の損害賠償を命じています。

「翻案」かどうかは、「依拠」と「類似性」で判断されます。本件では依拠は明らかなので、争点は専ら「類似性」がありました。「類似性」とは、「表現上の本質的な特徴を直接感得できるかどうか」とされています。

私自身、この控訴審判決はかなり意外で、自分の考え方方がやや硬直的だったのではないかと省みるきっかけになりました。ただ一方で、テレビ作品紋次郎の翻案にあたるかどうかを判断するにあたり、「抽象的な」①～④の特徴を有するか否かを当てはめる手法で本当にいいのかなとも思います。また、もし「木枯し紋次郎」というテレビ作品があまり有名でなかつたとしても、果たして同じ判断がなされたかな🤔という疑問も拭えません。

■審決紹介

英語以外の外国語の識別力が争われた事例（ワインの分野で「DECO VINO」と「デコ\DECO」は類似）

審決日：2025年9月2日 事件番号：不服 2024-19070

・事案概要

下記の本願商標と引用商標との類否が争われた事案です。

本願商標	引用商標
DEC O V I N O	デコ DECO
第33類	第33類
洋酒，果実酒，アルコール飲料（ビールを除く。），ワイン，リキュール	日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒

類似

・審決概要

本願商標の構成中「VINO」は、「ワイン」を意味する語であって、イタリア語及びスペイン語においても同じ意味を有するものであるところ、我が国へのボトルワインの輸入数量（2020年時点）は、イタリア・スペイン・チリからのものの合計数量が総数量の半分以上を占めている。したがって、「VINO」は本願の指定商品中「ワイン」との関係において、その商品の普通名称又は品質を表しているといえるものであり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといえるから、「DECO」の文字部分を抽出し、その部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

・寸評

英語以外の外国語であっても、指定商品の分野における需要者の認識によっては記述的と評価されることがあることを示した事例です。本件では、「VINO」の意味に加え、日本におけるワイン流通の実情を踏まえ、品質表示として理解される水準に達しているとして識別力が否定され、「DECO」を要部として類否判断が行われています。

他方、不服 2025-9208 「Frutte」（第29類「果実ソース，等」）では、「イタリア語で『果実』を意味する「frutta」の複数形として一般に知られている語であるとはいひ難い」として識別力を有すると判断されていました。

つまり、日本の需要者がその意味を理解するかが判断の分かれ目となります。あらゆる分野・あらゆる言語に精通しているわけではないので、先入観を持つことなくその業界での使用実態を踏まえて識別力の有無・要部抽出の可能性を慎重に検討することが重要です。



内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に
に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。